

第3編 推進工法・シールド工法編

1 設計歩掛		3-1-1
--------	-------	-------

1 設計歩掛

(1) 推進工法

推進工法（小口径推進工法・泥水式推進工法（中大口径推進）・泥濃式推進工法（中大口径推進）・刃口推進工法について、下水道用設計標準歩掛表 II 管路施設（推進工法）編（小口径推進）、III 管路施設（推進工法）編（中大口径推進）、管路施設（推進工法）編（小口径推進・中大口径推進 共通）による。

(2) シールド工法

シールド工法（泥水式シールド工法・泥土圧シールド工法）について、下水道用設計標準歩掛表 IV 管路施設（シールド工法）編による。

(3) 作業時間

推進工法の作業時間は8時間を標準とする。ただし、施工条件、土質条件等特別な条件が付加された場合は、別途考慮すること。

(4) シールドマシンの工場製作に係る費用のうち、工場原価については間接工事費の算定に当たって率計算の対象額に含めない。